

令和7（2025）年度筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）
ソーシャルインパクト・CiC支援プログラム募集要項
【第2回】

ソーシャルインパクト・CiC支援プログラムは、大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業（以下「ソーシャルインパクト」という。）の一環として、筑波大学（以下「本学」という。）とキャンパス イン キャンパス（CiC）パートナー大学へのDOJO（道場）を含む多文化共修及び短期派遣（以下「DOJO等」という。）に参加する学生を支援します。学生は、DOJO等を企画・実施する学内組織が行う募集に応募してください。

DOJO等による支援金（以下「支援金」という。）の申請は、DOJO等を企画・実施する学内組織の長が行いますので、学生個人の申請は行わないでください。学内組織は（5項（1））により申請してください。

また、本学とキャンパス イン キャンパス（CiC）パートナー大学、ダブルディグリープログラム及びジョイントディグリープログラム等に基づく派遣（以下「CiC（協定派遣等）」という。）を実施する海外の大学との間で締結された協定書に基づき、海外の大学で学修、調査・研究を行う予定の本学の学生で、支援金の受給を希望する者（以下「支援学生」という。）は、（5項（2））により申請してください。

さらに、本プログラムで採択となった場合は、「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航等に関する指針（学長決定）」（以下「本学指針」という。）を確認するとともに本募集要項8項（4）を参照し、安心・安全を最優先に渡航してください。

また、学生の海外渡航（留学、派遣）ができない場合において、特別措置として、オンライン形式による海外大学等の授業受講、海外研修に参加している場合は、経費補助金を支給することとします。詳細については別紙「ONLINE募集概要」を参照願います。

記

1 応募資格及び条件

（1）DOJO等

（企画・実施を行う学内組織の長から申請）

- 学内組織が企画・実施するDOJO等への学生の参加は、学内組織の長から推薦される者。

学生個人の申請はできません。採択となった学内組織へ応募してください。

ただし、DOJO等に参加する予定の学生は、事前に必ず各自の所属する教育組織の長に連絡して参加の承認を得てください。

また、次の者は申請できません。

- ・ 渡航期間又は申請時若しくは両方が休学中の者
- ・ 渡航時期及び申請時に本学の正規課程に在籍していない者
- ・ ダブルディグリープログラム（DDP）、ジョイントディグリープログラム等（JDP等）を実施する海外の大学との協定書により本学の学生となる外国人留学生
- ・ フィールドワーク等で活動期間が1か月を超える企画に参加する国費外国人留学生

（2）CiC（協定派遣等）

（学生が教育組織に申請し、教育組織の長から申請）

応募資格は、令和7（2025）4月1日現在、本学の学群又は大学院の正規課程に

在籍する者とし、次のいずれかの事項に該当する者となります。

- キャンパス イン キャンパス (C i C) パートナー大学との協定書に基づき、学生の派遣を行う教育組織の長から推薦される者
- ダブルディグリープログラム (DDP)、ジョイントディグリープログラム (JD P) を実施する海外の大学との協定書を締結して、学生の派遣を行う教育組織の長から推薦される者

なお、次の者は申請できません。

- ・ 渡航期間又は申請時若しくは両方が休学中の者
- ・ 申請時に本学の正規課程に在籍していない者
- ・ 国費外国人留学生
- ・ ダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム等を実施する海外の大学との協定書により本学の学生となる外国人留学生。ただし、本学及びHome Universityのほかに第三国大学とのジョイントディグリープログラムにおいて第三国に赴く場合は申請可とします。

2 対象期間

(1) DOJO等

渡航期間は、令和7(2025)年7月1日以降に出発し、令和8(2026)年3月31日までに帰国する1週間から1か月程度とします。

(2) C i C (協定派遣等)

留学期間は、令和7(2025)年7月1日から令和8(2026)年3月31日までに出发する1年以内とし、留学期間の変更又は延長は認められません。なお、海外の大学との間で締結された協定書に、年度を超えた期間の記載がある場合は、翌年度に跨った期間での申請を可とします。

なお、留学先大学等からの指示や連絡調整責任者の連絡調整の結果、留学始期の延期などが生じる場合は、本募集要項2項前段にかかわらず、特例として当該年度中の本邦出発に限り日程変更を認め、支援金を支給します。留学期間変更は、支援学生の所属する教育組織の長から学長あて変更願(別途様式)に新たな留学期間が記された留学許可書の写しを添えて提出し承諾を得る必要があります。留学日程変更が承諾された後、渡航形式の留学を断念する場合は速やかに辞退届(別途様式)を提出してください。(変更・辞退の場合は、支援室等に相談してください。)

3 採択人数

採択人数は、予算の状況により決定します。

4 支援金の支給内容

支援金は次のとおり支給します。

- (1) DOJO等にあつては、本邦を発着する旅費の一部として、地域指定額東アジア5万円、東南アジア・南アジア・中央アジア・大洋州10万円、その他15万円を支給します。また、地域指定額と併せて渡航支援金として、東アジア1万円、東南アジア・南アジア・中央アジア・大洋州3万円、その他5万円を支給します。なお、同一学生が、地域指定額の異なる複数地帯に跨って渡航する場合、地域指定額は高いほうの区分で支給します。また、同一学生が、地域指定額の異なる複数地帯に跨って渡航する場合、渡

航支援金は、地域指定額の高いほうの区分で支給します。

また、「筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）」からの支援金のほかに、本渡航に係る支援金（奨学金を含む。）を申請している場合は、その旨申し出てください。

- (2) C i C（協定派遣等）にあつては、採択された用務に対して本邦を発着する旅費（滞在費）の一部として、地域指定額（月額）東アジア6万円、東南アジア・南アジア・中央アジア・大洋州7万円、その他8万円を支給します。また、地域指定額（月額）と併せて渡航支援金（一回限り）として、東アジア1万円、東南アジア・南アジア・中央アジア・大洋州3万円、その他5万円を支給します。なお、同一学生が、地域指定額の異なる複数地帯に跨って留学する場合、渡航支援金は、地域指定額の高いほうの区分で支給します。

ただし、月の日数にかかわらず留学期間に暦月の一か月が含まれる場合及び出発又は帰国が月の中途であり留学期間が一か月に満たない場合で、その期間が15日以上ある場合は地域指定額(月額)を、15日未満の場合は地域指定額の半額を支給します。

なお、同一学生が、暦月内に地域指定額の異なる複数地帯に跨って留学する場合、地域指定額（月額）は、高いほうの区分で支給します。

また、採択された留学期間が翌年度に跨る場合の翌年度分の支援金は、新たに年度毎の申請を行わずに翌年度予算から支給します。

- (注意) 「筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）」からの支援金をもって海外留学を実施する場合、他の経費との併給する場合は原則としてできません。ただし、指導教員等が本事業実施のために不足分を補填することを認めた場合は、学内の教育研究費(運営費交付金)、又は使用ルールにより認められた外部資金を旅費（学内で出張手続きをして使用できるもの）として合算使用することは妨げません。(学内の教育研究費(運営費交付金)又は外部資金を使用する場合は、支援室等の会計(旅費)担当に使用目的等に合致するか否か、合算使用が可能か否かを確認のうえ申請してください。)

なお、「筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）」により支援される海外留学に、さらに学内外の奨学金制度から奨学金、助成金などが支給される場合は、本事業の採択の辞退若しくは採択を取消すものとします。

さらに、採択後に、辞退することとなった場合は支給した支援金の全額を返納し、受入れの査証取得の遅滞、移動手段の都合などの理由を問わず、留学期間が短縮となる場合は、暦月毎の支援金を精算して差額を返納してください。

なお、採択後に、渡航中止や採択の取消しなどにより手配済みの航空券や宿泊などの取消しに係るキャンセル料が発生する場合は、大学の責に負う場合、天災、テロ事件その他止むを得ない事情による場合のほかは支給しません。自己都合による渡航取止め、病気、怪我を負った場合などは、キャンセル料の支給の対象となりませんので、航空券や宿泊の手配などは慎重に行ってください。

5 申請に必要な書類

- (1) D O J O等を実施する学内組織の長は次の書類を提出してください。

- ◆ ソーシャルインパクト・C i C支援プログラム(D O J O等)申請書【様式2-1】及び企画参加者【様式2-2】を作成し、必ず電子版で提出してください。
企画参加者が決定していない場合は採択後速やかに提出してください。

- ◆ その他派遣先と受入れなどのやりとりなどがわかるものがあれば提出してください。
また、DOJO等の参加を希望する場合は、企画・実施を行う学内組織が行う募集に応募してください。支援金の申請は学内組織が行います。学生個人の申請はできません。

(2) ソーシャルインパクト・CiC支援プログラム(CiC(協定派遣等))により学生の派遣を行う教育組織の長は、次の書類を提出してください。

- ◆ ソーシャルインパクト・CiC支援プログラム(CiC(協定派遣等))申請書I【様式2-3】

ソーシャルインパクト・CiC支援プログラム(CiC(協定派遣等))は、この様式を使用して推薦候補者毎に作成して、必ず電子版で提出してください。

- ◆ ダブルディグリープログラム(DDP)、ジョイントディグリープログラム等(JDP等)にあつては、海外の大学との間で締結された協定書(写し)

- ◆ ソーシャルインパクト・CiC支援プログラム(CiC(協定派遣等))申請書II【様式2-4】

留学の必要性、目的、成果、履修計画・研究計画について記載してください。

なお、渡航国における留学査証取得に必要な最低の取得単位数について、必ず確認してください。

- ◆ 前年度の成績証明書など最新の成績証明書

- ◆ 語学検定試験の公式スコア(写し)

可能な限り、最新の語学検定試験の公式スコア(写し)(次のa又はb)を提出してください。なお、留学先大学における受入れに必要な語学スコアをクリアしているかを必ず確認してください。

- a 交換留学先の大学等における授業や研究指導が英語で行われる場合は、TOEFL-iBT、TOEFL-PBT、IELTSなどの公式スコアの写し

- b 授業や研究指導が英語以外の言語で行われる場合は、その言語の公式検定試験(独語検定試験、仏語検定試験など)の公式スコアの写し

(注意)公式スコアが点数あるいは級数(1級、2級)などで示されている場合は留学を行うために十分なスコアであることを証明する文書を、又はスコアがどの程度の語学力であるのかを説明する文書を提出してください。なお、この文書が英語以外で書かれている時には、和訳文を添付してください。

- c a又はbの公式スコア(写し)が提出できない場合は、本学語学担当教員による語学能力証明書【様式2-5】を提出してください。

(学生提出書類及び提出先等)

支援学生は、CiC(協定派遣等)の申請を行う場合は、事前に申請書【様式2-3】ほか申請に必要な書類を所属の教育組織の長(学類事務室、専攻事務室又は支援室など)に提出してください。【様式2-3】及び【様式2-4】は必ず電子版で提出してください。

6 申請書類の申請期間・提出期限及び提出先

申請期間：令和7(2025)年4月18日(金)～令和7(2025)年5月23日(金)

DOJO等の申請にあつては、主催する教育組織の長が申請に必要な書類を取りまとめるうえ令和7(2025)年5月23日(金)17時までに教育組織対応のエリア支援室、社会人大学院等支援室、総合学域群又はグローバル教育院へ提出してください。

C i C（協定派遣等）にあつては、支援学生が申請に必要な書類を所属する教育組織の長（学類事務室、学位プログラム事務室又は支援室など）に電子版で申請し、教育組織の長は令和7（2025）年5月23日（金）17時までに支援学生の所属する教育組織対応のエリア支援室、社会人大学院等支援室、総合学域群又はグローバル教育院へ提出してください。

なお、学類事務室、学位プログラム事務室などの提出締切日が早目に設定されている場合がありますので、申請を希望する学生は、確認のうえ期限内に申請してください。

7 選考及び決定

DOJO等にあつては、学生を担当する副学長が、スチューデントサポートセンター国際交流支援室企画・審査委員会が行う書類審査により選考します。

C i C（協定派遣等）にあつては、学生を担当する副学長が、スチューデントサポートセンター国際交流支援室企画・審査委員会が行う書類審査及び必要に応じて実施する書類審査合格者に対する面接審査結果を考慮し選考を行います。なお、面接審査を行う場合は令和7（2025）年6月上旬を予定していますが、面接審査対象者には別途面接日時、場所などを連絡します。また、採否については、学長が決定後、学生が所属する教育組織の長等に通知します。

なお、本プログラムにおいては、ソーシャルインパクトに係るDOJO及び多文化共修の企画を優先的に採択します（DOJOを最優先採択します。）。

さらに、DOJO等にあつては単位取得を伴う企画を優先的に採択します。

また、博士課程後期学生にあつては、3か月以上の研究派遣を優先採択します。

おつて、採択後に、採択された申請と異なる内容に変更するなどの場合は、決定を取消すことがあります。

8 その他

(1) 申請書類の様式は、専用ウェブサイトからダウンロードが可能です。

<https://ssc.sec.tsukuba.ac.jp/ssc-top/ies-top/go-abroad-top/scholarship-4-ga#habatake>

募集要項英語版は、スチューデントサポートセンターホームページの翻訳機能をお使いください。

(2) DOJO等については、その企画を実施した学内組織の長からソーシャルインパクト・C i C支援プログラム報告書【様式2-6】を提出してください。

C i C（協定派遣等）の支援学生は、学生の派遣を行う教育組織の長の確認を得て帰国後2週間以内にソーシャルインパクト・C i C支援プログラム報告書【様式2-6】を、支援学生の所属する教育組織対応のエリア支援室、社会人大学院等支援室、総合学域群又はグローバル教育院へ提出してください。

なお、報告書が提出されない場合は支援金を返納していただきます。

(3) 海外渡航の際には、筑波大学海外渡航システムTRIP（Tsukuba Risk-ready Itinerary Planner）の登録を必須とします。TRIP登録がない場合は、支援金の支給を行いません。

(4) 海外危機管理のうえから外務省海外安全ホームページにより渡航国の情勢について安全確認を行い、海外旅行登録「たびレジ」に登録又は「在留届」を提出するとともに、海外旅行保険に必ず加入し、本学が年間基本料を負担している海外安全危機管理サービスOSSMAに加入してください（<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/go-abroad-stay/safety/>）。なお、海外旅行保険の例として、本学学生が加入している学生教育研究災害傷害保険（学研災）の付帯海外留学保険があります。対象者は、学研災に加入してお

り本学が承認した派遣留学に参加する学生となります。

また、外務省海外安全ホームページ掲載の危険情報、感染症危険情報を受けて、本学の「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航等に関する指針」により、渡航先の国、地域などが渡航制限となった場合は、危機管理の面から渡航の取止め、決定の取消しとなる場合があります。おって、採択され渡航後に、渡航先の国、地域などが渡航制限となった場合は、大学から帰国要請が発出されます。

9 本件に関する問合せ先

○学生の所属する教育組織対応のエリア支援室、社会人大学院等支援室、総合学域群又はグローバル教育院

○学生部学生交流課（海外留学）

電子メール isc-kaigai@un.tsukuba.ac.jp